

稻生典太郎著

『条約改正論の歴史的展開』

山本四郎

一九〇一年一〇月、明治史料研究連絡会の御好意で筆者が『三浦梧楼関係文書』を出版したとき、稲生さんは『國際政治』（六年四月刊）誌上で書評して下さいました。そのとき稲生さんは、佐々友房の三浦あて書翰で、三浦の条約反対上奏の日が、侍從職日誌欄外記入とあわせて一八八九年九月二六日であることが確認された、とし、従来の推測のあいまいさを批判された。右の書評掲載の『國際政治』を送って頂いたのが、稲生さんとの交渉のはじまりで、以来書翰の往復はあるが、まだお目にかかったことはない。そのときも感じたことは、稲生さんは条約改正に打ちこんでおられるということで、一〇年ほど前に『日本外交思想史論考』二冊を出版された（学位請求論文）。そして最近本書を出版され、筆者に書評せよということである。何分この時期のことについて不案内な筆者のことであるが、勉強させて頂くつもりで敢て筆をとった。的外れの点は御寛恕を乞う。

× ×

本書は八〇〇ページ近い大著で、二八の論文よりなる。第一部「明治年間における条約改正論の歴史的展開」が本書の中核をな

す部分で、「一、条約改正論の展開」は、学位請求論文に添付した要旨であり、本書の問題とするところの要旨であり、以下「二」までの論文は「四」を除いて、時代順に改正論を配列された。「従来、条約改正史に関しては、極めて精緻な研究があるが、その楯の半面に当る条約改正論の展開過程を歴史的に追求したものは、不穿鑿ながら管見に入らぬ。本書が或いはその権輿かも知れない」（はしがき）というところに、その特色が語られている。その内容は、「幕末諸条約締結時における朝幕双方の条約理解の実情、明治新政府内部諸機関における条約改正論議、啓蒙思想家の所説、自由民権期の条約論、井上外交及び大隈外交への国民的批判としての条約改正論、初期議会の条約論争、新条約成立直後及び新条約実施準備期の輿論の推移など」（同前）で、小村の税権回復期は今後の研究にまつとある。以上が約五五〇ページを占める。発表は一九五九年以降七四年の期間である。

第二部「条約改正論・内地雑居論関係資料解題」は七編（二編はワク外、後述）ある。約二〇〇ページ。巻末に人名索引を付す。著者は大戦中、北京にあってイギリスの対中国辺境外交の根本資料を精査し、引揚げ後は外務省に奉職して文書の保管・整理にあたられ、「一國の外交交渉の背景にあって、常にそれを支えているものが、実はその國の輿論にほかならず」と考えられた（この点は、あるいは異論もあろうと思われる）。これが外交世論の研究を志された動機であろう。そして外務省には関係資料がほとんどなく、むしろ民間にあるとして、外務省退職後はこの種資料の収集に努力されて、関係図書目録に未取のものを相当数を含め「ほぼ網羅する」ことができ、しかも成稿にさいしては、後人編著の

概説書・伝記類は一切省き、書簡・日記・外交文書・回想録・自叙伝・談話筆記等根本資料により、改正論は単行書・小冊子・雑誌論文等に直接当たられた(以上四頁)。

× × ×

さて、幕末関係は、「二、幕末における公武の条約論議」と「三、幕末における条約書の公布と刊行について」の二編がある。これは「幕末に条約改正を言うものなし」という通説を覆し、明治期の前史として論ぜられたもので(五頁)、前者は、ペリー来航時、朝廷方は困難な状態に陥った蛮夷を救済する観念に立って和親条約を把握し、諸大名の「存念書」はそのような余裕はなく、武威衰退の現実に立って、鎖国継続の困難を痛感しつつも危機を一日延しにすることを念願し、安政四年の仮条約に対しても内容の本質を考えない開鎖の論にすぎず、従って通商開始賛成論に傾いたことにふれ、この公・武の立脚点の差が、公武の対立の原因であったことを述べ、勅許問題におよぶ。安政五年正月の「公卿奉答書写」に拠って公卿の意見を述べられたところは貴重である。要するに神州イデオロギーと現実論の相違であり、それが詳細に述べられている。後者はテーマに関し著者収集資料を交えて論ぜられたものである。

× × ×

「四、条約改正史上における改正条約草案について」は、本書の主題からやや離れ、政府内部の草案が、『日本外交文書』所収のものに加えて、著者発掘の分を交えて陸奥外相時代までにわたって時代順に排列・解説され、それを通しての手際よい概観が「小括」(八五―六頁)に述べられている。このなかの「擬新定

条約草本」(明治四年四月)は岩倉大使派遣に関連する草案類以前の、改正草案第一号で、別に「八」において、その成立過程が論ぜられている。全文は下村富士男著『明治初年条約改正史の研究』に収載され(九三―一〇六頁)、その冒頭・末尾の部分が久保利謙編『岩倉使節の研究』に凸版で挿入された(二二頁)。

また右「四」の第二項が「九、明治初年における改正条約草案の成立過程」で述べられ(前掲下村著書と併読すると便利)、さらに「九」の第五項「森有礼の『日米条約案』関係」は、「十、明治七年における森有礼の条約試案と外交意見」で詳論されている。これは条約改正についての森の関与を明らかにしたもので(結実はしなかったが)、森がベシヤイン・スマイス案を基礎とした一案をつくり、駐日ビンハム米公使に批判を求めたことがわかり、条約改正が、いかに明治外交、いな国政全般の大問題であり、当局者が、いかに真剣にこれに取りくんできたかを示している。「四」の第六項の青木関係中、七八頁末尾三・四行の二文書は、『条約改正記事』に明治二四年六月十日に記述したとあり、青木辞任後のもに属する。また八〇頁の注(一)の史料の所在を示してほしかった(なお『日本外交文書』条約改正三下六四九頁参照)。

「六、明治初年諸条約の成立に関する一考察」は、小論ながら、この方面にうとい筆者など、教えられるところが少なくない。明治元・二年に結ばれた四条約(対スエーデン・スペイン・北ドイツ・オーストリアハンガリー)の従来の評価をただし、交渉当事者である外国官の人員の少ないことと、前の外国事務局のメンバーとの相違など陣容の不備を指摘し、条約改正の問題点と解決への諸契機を示され、要するに当時の事情を把握せずして、批判を

加えるならどこからでも批判する、いわば非体系的な改正論議に  
対し、一つの基準を要求したものである。またオーストリアとの  
条約締結に際し、背後に英・仏・米などが参加してオーストリア  
に対し安政条約よりはるかに有利な条約を結ばせ、やがて自分た  
ちも最惠国條款でそれに均霑する、というにいたっては、強国の  
狡智と後進国のみじめさを痛感させられる。

「七、条約改正論の一流流について」は、公議所における外交  
論議を取上げたものだが、涉外問題の解決策を、まず条約改正を  
してから考えるというのが多く、改正の困難さを余り考えていな  
い、と同時に攘夷思想が根強い。著者は公議所の議論を「明治十  
年代後半から二十年代前半の激しい条約改正論争は、直接的には、  
この系統のもの」とし（一三二頁）、また、明治二十年代前後に  
は粉飾なしに発表することを許されなかった（この点は「十七、  
初期議会における条約改正問題」で論ぜられる）議論が生る形で  
出され、しかもそれが公議与論そのものであったことに注意を促  
している（一五三・四頁）。とりわけ著者と同様に、奇異に感ぜ  
られることは、すでに開国和親の方針を明示したのちに外国官が  
公議所に評議を希望した十七条中に、開鎖問題・鎖国した場合在  
留外人を斬殺してよいか、彼が攻めてきたときの対策、対外戦反  
対者への説得法など、時に物騒な諮問のあることである（一三五  
―一六頁）。著者は、この問題がどうなったかは資料的に確かめえ  
ない、「苦肉の計による全面的反語に出たものであろうか」とさ  
れる。何とか解明の手がかりがないものであろうか。

「五、明治年間における私擬条約草案について」は明治一〇（  
二四年の間の五書を取りあげて民間の改正論の骨格部分をしめさ

れる。その特色は平和条約・国際平和機関の構想である（うち三  
崎隠士のは「十三」で詳説される）。右の二論稿は、以下の  
論稿の一つの基準となろう。

「十一、自由民権期における条約改正論の一斑」では鈴木安蔵  
博士発表の資料との重複を避け、新資料を紹介される。民権派の  
対外策は明治一〇年以降にあらわれ、一二年の東京・大阪の商法  
会議所の改正論が開眼の契機となったこと、国会開設論の興隆と  
ともに改正論が下火になったことを指摘し（二三二頁）、民権派  
の改正論をみると、対外意識は生硬、外交論は国権的（従来も指  
摘）であり、「富国強兵・国会開設・条約改正が民権伸張と一丸  
となった国民的要素として述べられることが多い」（二四〇―一  
頁）といい、底意は常に「攘夷的心緒」であるという（二四四  
頁）。この点も必ずしも氏の新説ではなからうが、外交論の面か  
ら照明をあてたところが貴重である。また明治二一―一四年頃の  
国会開設請願中から五篇とられ、「発想も措辞も同一の鋳型から  
出て来たように似ている」（二五三頁）とされ、いっぽう「条約  
改正論の専著」もこの頃出はじめたとして五著書が紹介されてい  
る。

「十二、鹿鳴館時代の内地雑居論」は井上外務卿――外相時代  
の後半期を取扱う。明治一七―一九年前半までは内地雑居禁成論  
が多く（若干の地方新聞にもふれている）、一九年後半長崎事件  
――ノルマントン号事件による不可論の再燃、という経過が示さ  
れている。中国人を劣等視する思想があったことにもふれている  
（二六二頁）。なお「十三」は前にもふれたので省略する。ただ  
「各国治国盟約書楷梯」（全文二八〇―五頁）は既述の趣旨から

して、今日から見ても興味深い。

「十四」以下三篇は大隈外相時代を取扱う。「十四、所謂大隈条約案に関する二三の考察」は、当時「大隈案」と称していたものが実は成案であり、「案」（外務省↓駐日外国使臣、日本の在外使臣↓各国大使館、日本語と欧文を手交するのが通例）そのものは見当らず、いわば「幻の大隈案」の原形を各種資料より追求しようとするもの。「十五、明治二十二年の条約改正論の昂揚」は、従来『自由党史』・『大隈侯八十五年史』を藍本として、世人が大隈の「勵行主義」の効果を当初期待をもつて見守っていた、とする説を新資料をもつて、そのかならずしも然らざる所以を論じ、また条約調印をめぐる政争も、従来の研究の基礎となるのが共通していることから、『明治の興論』・『日本之時事』・『新演説』などの稀覯資料を引用して新たな照明をあて、強硬論への転換が二十二年六月末〜七月初めにあったことを述べ、同時に擁護派の賛成論を掲げる。その冒頭、青木周蔵の「筆記」を引用し、有名な大審院に法官任用の件は、伊藤首相兼外相が独伊公使にひそかに述べたとした箇所は、同氏とともに「傍証」の発掘が望まれる。なお氏が青木の「筆記」を何に拠つてみられたかも付記してほしかった。というのは坂根義久氏編『青木周蔵自伝』（平凡社・東洋文庫）がそれであり、かつ「一四回」は「欠」とあり、編者は一三回に合併されたか、とし、稲生氏引用文が一三回に出ているからである。また『伊藤博文関係文書』中の青木・大隈の書翰にも右に関するものはない。三八〇頁注（４）の箇所「政務を見ることが出来るようになったが」とあるが、大隈の『病床日誌』には、そこまで書かれていない。青木の外相就任は一月二四日。

なお、このあたりを読んでいると、事件当時の政論・評論のむつきしさが痛感させられる。その後はともかく、現在でもまだ後遺症を残している中国の文化大革命の評価など、対比すれば興味深いものがある。そして、大隈負傷後、さて反対論者に改正の名案もなく、正直に自己批判しているあたり（三八一〜三頁）は、現代への巧まざる皮肉ですらある。「十六」は氏がイギリスで発見された、大隈案へのイギリスの対策を示すもので、当時の著者の喜びが想像できる。

× × ×

「十七」〜「二十一」は議会開設後から改正の達成、実施準備の期間におよぶ。「十七、初期議会における条約改正問題」は「官報の議会速記録を通じて」、従来著作の精疎出入と異同を正されようとしたもので、それも単なる概説でなく、著者収集資料が挿入されている。なお青木辞任については（四二〇頁）、『伊藤博文文書』第一巻所収の井上馨の五月二日付書翰に、井上は条約改正中止をすすめており（伊藤・松方・野村らも周知）、大津事件前に青木辞職論があったことを示している。

「十八、明治二十五年における条約改正案調査委員会について」は、従来外相としては軽視されがちな榎本武揚の、これまた看過されやすい委員会の実相を明らかにされたもの、参照文献（四四六〜九頁）をみても、その周到な用意に驚くばかりである。

「十九、日英新条約成立と当時輿論の一斑」は、「列国はむしろ啞然とし、在日外国人は果然乃至愕然とした」点から、功績論争などに言及、「二十、仏教徒側の内地雑居反対運動とその資料について」は、「当時から社会的重大関心事」でありながら、

以後の研究史で閉却された、内地雑居に対する「神經質」的な反対運動を掘起したものの、「二十一、新条約実施準備期における二三の事実」は、明治二七〜三二年の五年間、従来法典整備のみが注目されているのに対し、忘れられている「新条約実施に伴って起るべき社会的諸情況と、新情勢への日本人の適応性についての識者の危惧とその対策への苦心のあと」を研究団体・啓蒙書・論説などから究明したものである。

× × ×  
以上で約五五〇頁をしめ、第Ⅱ部はさらに約二〇〇頁、うち最後の二編は、本書の書名からして省かれてもよかったと思う。「二十七、「田中上奏文」をめぐる二三の問題」は、これを偽書とする説を裏付け、流布資料の系統づけその他を行なったもの（その取上げ方については江口圭一氏の批判がある）、「二十八」の戦争未来記の書誌学的研究とともに、筆者の研究範囲からは多大の裨益をうけたものである。条約改正に関する「二十二」〜「二十六」は、紙数の関係もあって省略するが、条約改正・内地雑居・『蹇蹇録』などに関する、著者ならではの博搜と学殖に支えられた書誌学的研究を主としたものである。

× × ×  
論文十九の冒頭の、「日本の条約改正史の起伏は、実に欧米列強の世界政策の犠牲となつて、長く翻弄されて来た日本の姿の軌跡に他ならぬ……それに対する日本内部における苦悶の声を聞き、それを書き綴ること……外圧からの脱出の方策の考案に心血を滙いだ先人苦心の跡を回顧すること」が著者の念願であった旨の記述がある（四八九頁）。その博搜と周到な考察の結果になる、条

約改正史の盲点を埋めた本書は、改正史研究に大きな一石を投じるものである。この種の地道な実証的研究は、ややもすれば学界の趨勢に投じたテーマ以外は閉却されやすいものであるが、史学研究には根底にこの種の研究が不可欠であり、本書は門外漢の筆者には通読（それも不十分ながら）するさえ「しんどい」文字通りの労作である。だから「書評」というより「紹介」で手一杯、それも関係書を検討する労をも疎かにした恥かしいものになった。もうこれ以上述べることがないのであるが、(1)はじめにふれた「一国の外交交渉の背景にあつて、常にそれを支えているものが、実はその国の輿論にほかならず」（四頁）とある点は、筆者なりに若干の疑問を感じることにしたが、(2)交渉の本流と本書のねらった内容との関連を、私ごとき門外漢にもわかるよう少し説明を加えてほしかったこと（なかにはかなりふれた論文もあるが、多くは注で示されている）を希望しておきたい。さらに再版のさいには、本書発行（あるいは収載論文執筆）以後刊行された諸書をもとりいれられて、より充実したものとされることを、心から念願したい。なお誤字・誤植等は紙数の関係で直接著者に報じた。ついでに、本書は題字が祖母上、索引作製が與さまという、うるわしい一家協力の産物であることを付記する。最後に、今まで遅延したことを著者と編集者にお詫びしたい。

（A5判 七七〇頁 一九七六年九月 小室書店 八八〇〇円）  
（京都女子大学教授）